

19 巻末「参考資料」

参考資料 4

インターネット情報公開における事業計画の概要

4-1 収集運搬業（積替え保管を除く）

4-2 収集運搬業（積替え保管を含む）

4-3 中間処理業

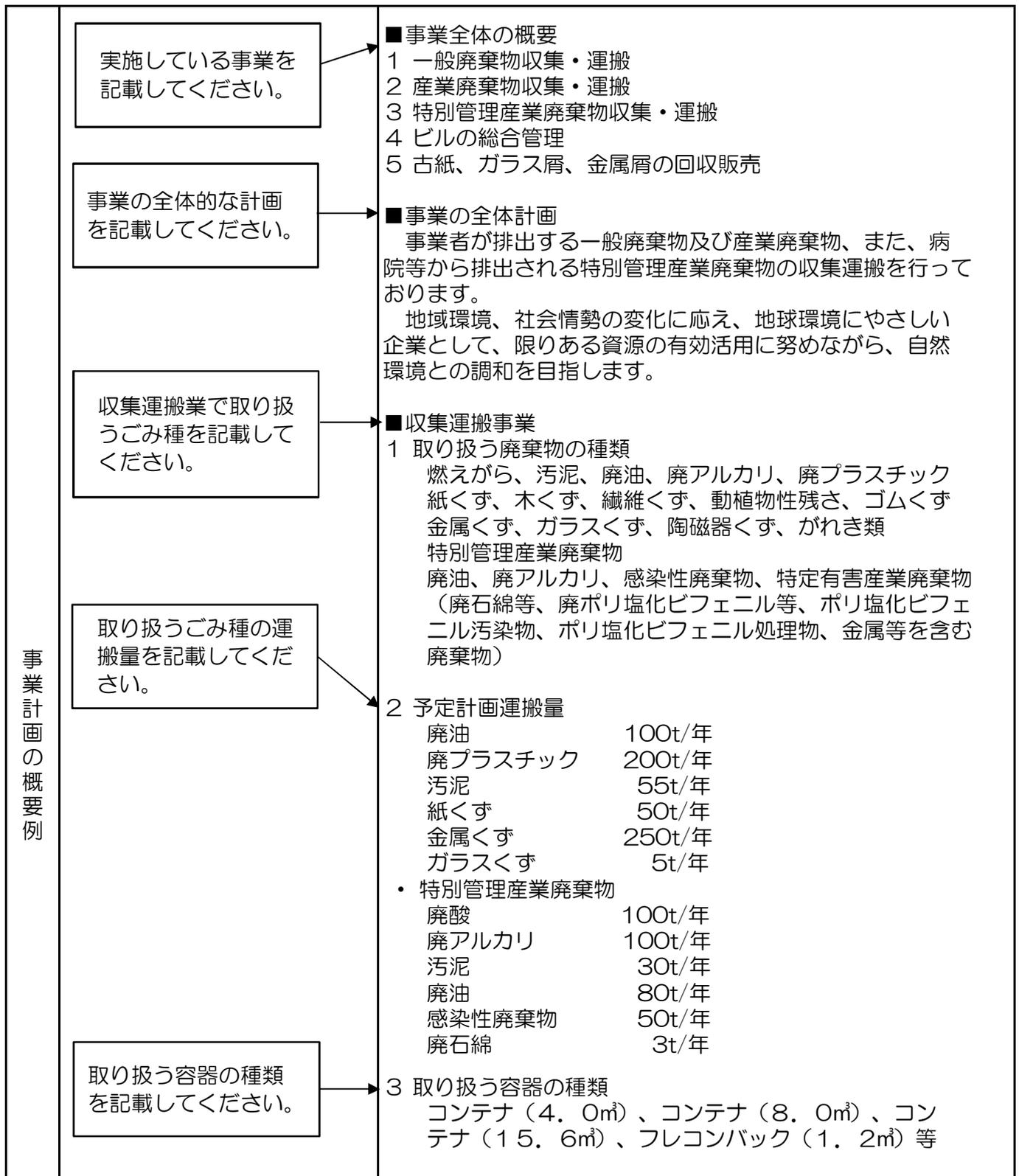
参考資料 5 施設維持管理記録

インターネット情報公開における事業計画の概要（記載例）

1 収集運搬業（積替え保管を除く）

参考資料4-1

優良性基準適合認定制度における事業計画の概要に必要な記載事項例ですが、自社の事業に属する項目を記載してください。



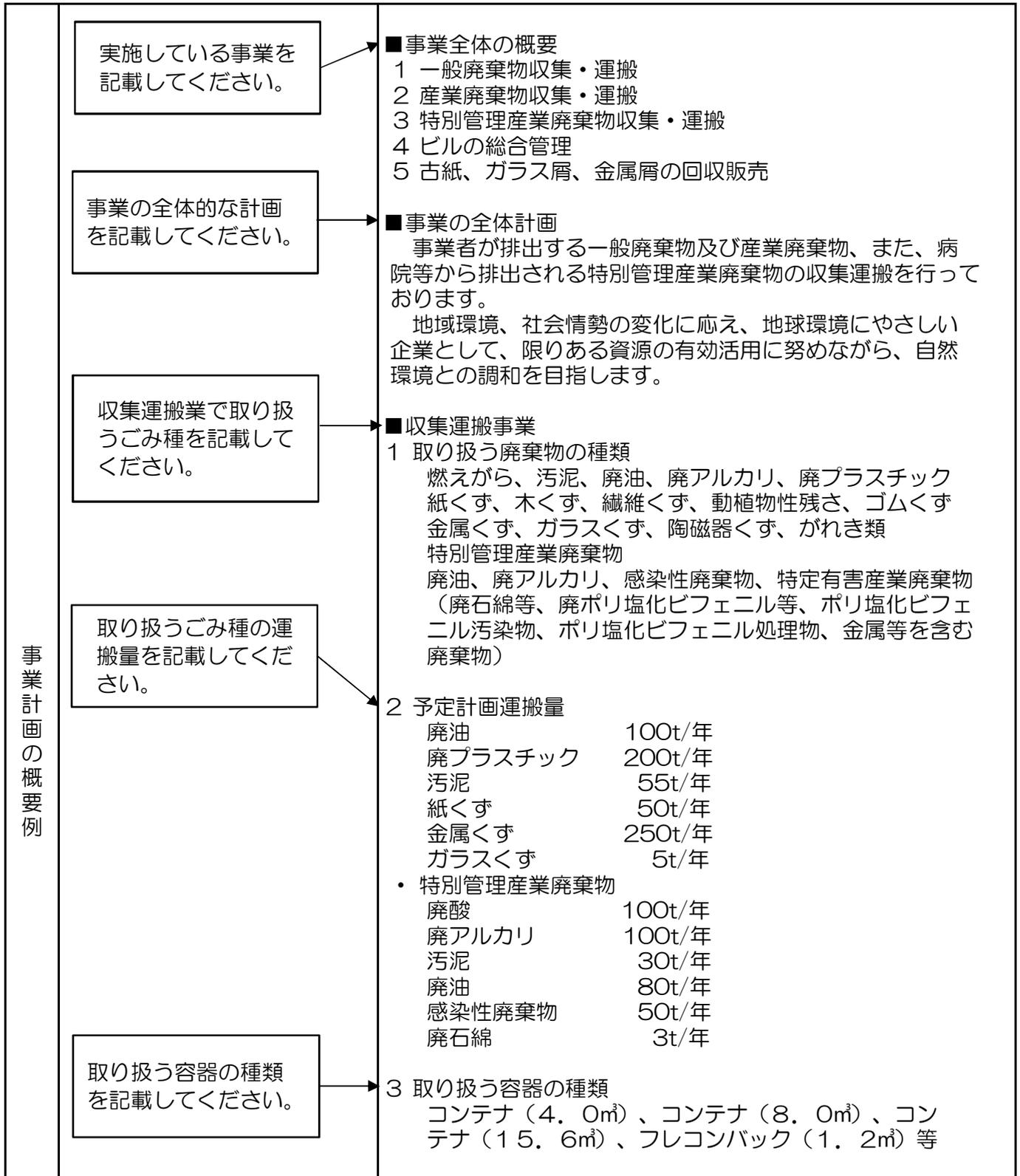
事業計画の概要例	車両に関する情報を記載してください。	4 車両の用途 取り扱う産業廃棄物の種類、品目、形状に応じて、適切な車両をし、収集運搬車両排ガス対策として、ハイブリッド車両を導入。
	業務時間等の情報を記載してください。	5 事業体制 業務時間 原則 8:00~17:00（夜間排出対応可） 休業日 日曜日、祝祭日
	安全に関する情報を記載してください。	6 安全管理 乗務前にアルコール検出器によるチェック デジタルタコグラフによる運転技術管理 安全運転教育等の定期的な開催による事故防止の徹底
	環境保全に関する情報を記載してください。	7 環境保全措置 収集運搬業 <ul style="list-style-type: none"> • 飛散・流出対策 運搬中の荷崩れによる廃棄物の飛散、流出、漏れを防止するため、シート及びロープ掛けを確実に行う。 • 悪臭対策 取り扱う産業廃棄物の種類、品目、形状に応じて適切な容器を使用して、悪臭の漏洩を防止する。 • その他 毎日の洗車を徹底し、タイヤや荷台を清潔に保つ。 • 緊急事態への対応 地震、火災、台風等を想定し、火災対応訓練や地震対応訓練等を定期的に行っている。また、地震や台風等による廃棄物の漏洩や浸水被害を防止するための土嚢などを設置している。 <p>弊社は、〇〇地域の清掃活動を通して、地域の美化運動に協力しています。</p> 8 認証・資格等 ISO14001取得 令和〇〇年 本社 エコアクション21取得 令和〇〇年 本社 産業廃棄物処理業 認定講習会修了者 収集運搬業 2名配置

インターネット情報公開における事業計画の概要（記載例）

2 収集運搬業（積替え保管を含む）

参考資料4-2

優良性基準適合認定制度における事業計画の概要に必要な記載事項例ですが、自社の事業に属する項目を記載してください。



事業計画の概要例

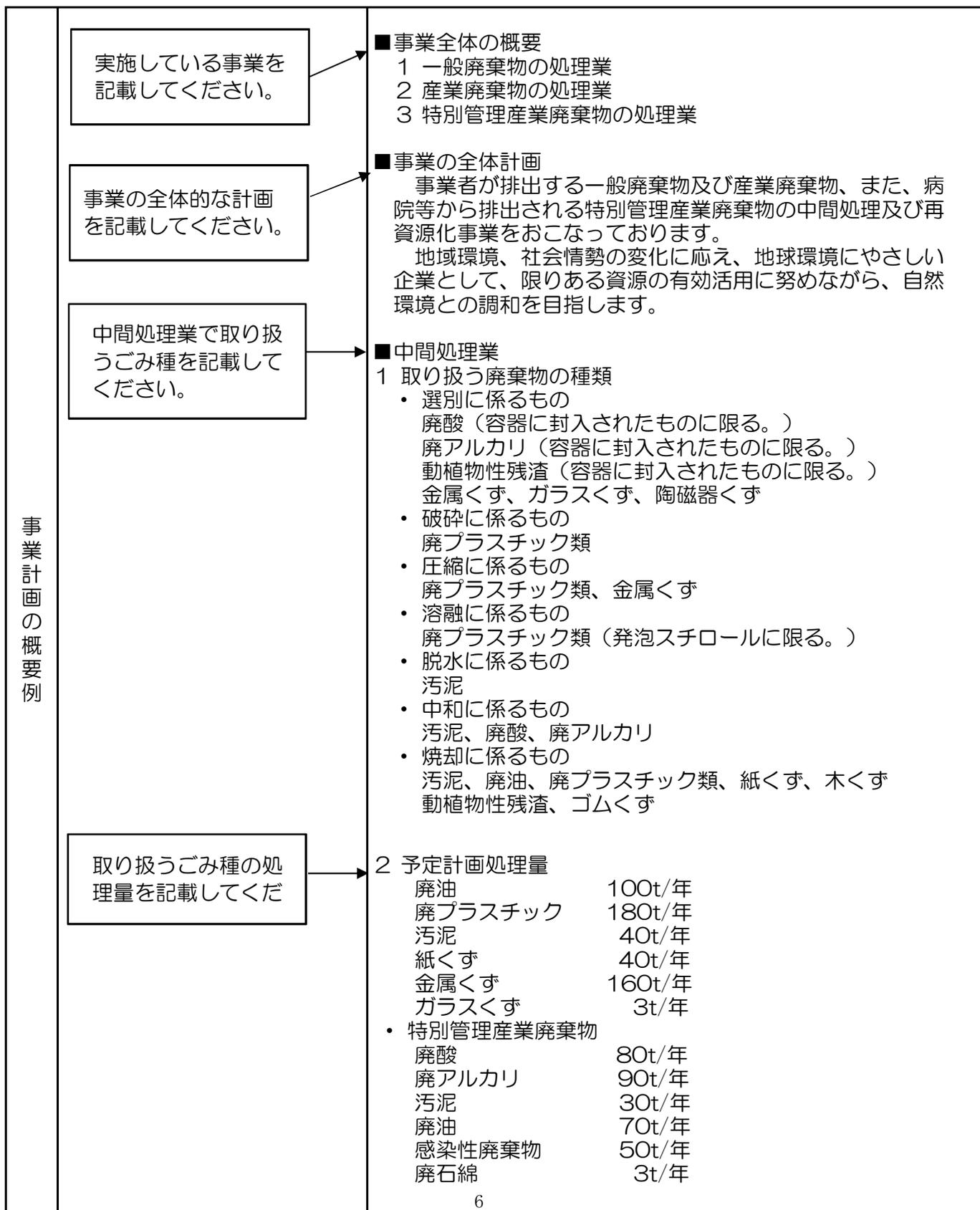
事業計画の概要例	車両に関する情報を記載してください。	4 車両の用途 取り扱う産業廃棄物の種類、品目、形状に応じて、適切な車両をし、収集運搬車両排ガス対策として、ハイブリッド車両を導入。
	業務時間等の情報を記載してください。	5 事業体制 業務時間 原則 8:00~17:00（夜間排出対応可） 休業日 日曜日、祝祭日
	安全に関する情報を記載してください。	6 安全管理 乗務前にアルコール検出器によるチェック デジタルタコグラフによる運転技術管理 安全運転教育等の定期的な開催による事故防止の徹底
	環境保全に関する情報を記載してください。	7 環境保全措置 ①収集運搬業 <ul style="list-style-type: none"> • 飛散・流出対策 運搬中の荷崩れによる廃棄物の飛散、流出、漏れを防止するため、シート及びロープ掛けを確実に行う。 • 悪臭対策 取り扱う産業廃棄物の種類、品目、形状に応じて適切な容器を使用して、悪臭の漏洩を防止する。 • その他 毎日の洗車を徹底し、タイヤや荷台を清潔に保つ。 ②積替・保管施設 <ul style="list-style-type: none"> • 飛散・流出対策 取り扱う産業廃棄物の種類、品目、形状に応じて適切な車両及び容器を使用して、廃棄物の飛散、流出、漏れを防止する。 • 緊急事態への対応 地震、火災、台風等を想定し、火災対応訓練や地震対応訓練等を定期的に行っている。また、地震や台風等による廃棄物の漏洩や浸水被害を防止するための土嚢などを設置している。 <p style="margin-left: 20px;">弊社は、〇〇地域の清掃活動を通して、地域の美化運動に協力しています。</p>
		8 認証・資格等 ISO14001取得 令和〇〇年 本社 エコアクション21取得 令和〇〇年 本社 産業廃棄物処理業 認定講習会修了者 収集運搬業 2名配置

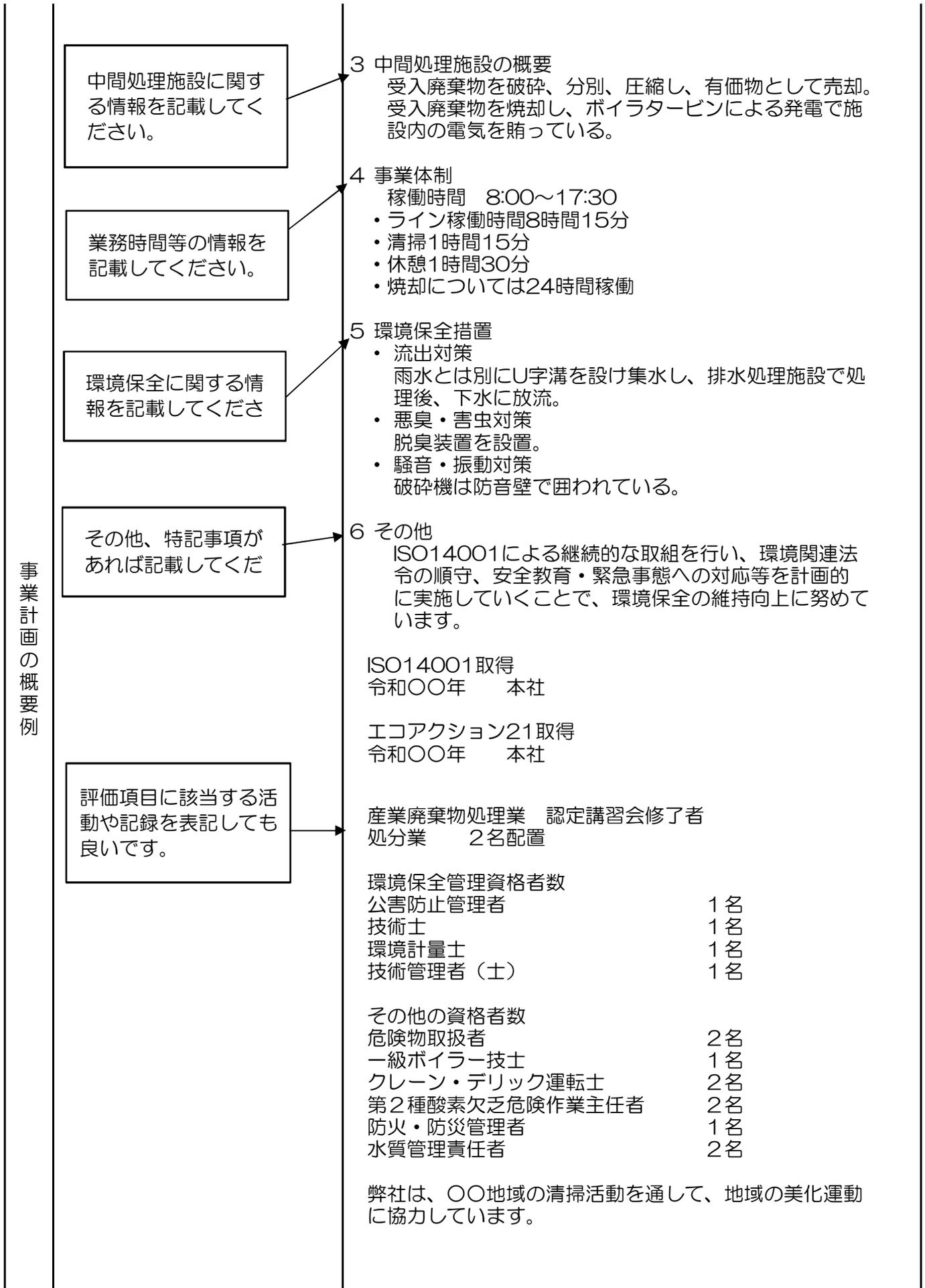
インターネット情報公開における事業計画の概要（記載例）

3 中間処理業

参考資料4-3

優良性基準適合認定制度における事業計画の概要に必要な記載事項例ですが、自社の事業に属する項目を記載してください。





18 評価基準表（3）中間処理業

自己評価表番号8「施設維持管理記録」

○ 法律では

① 平成 10 年 6 月 16 日以前に処理施設を設置申請・変更した施設は、下記の法律が適用される。

・ 施行規則

（産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準）

第十二条の六 法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の全てに共通する維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一から八まで （略）

九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の処置を含む。）の記録を作成し、三年間保存すること。

② 平成 10 年 6 月 17 日以降に処理施設を設置申請・変更した施設は、下記の法律が適用される。

・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（産業廃棄物処理施設）

第十五条 産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとするものは、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする物は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一から六まで （略）

七 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

（産業廃棄物処理施設の維持管理記録等）

第十五条の二の三 産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。※維持管理に関する記録は、施行規則第十二条の六第九号で定められているとおり、三年間保存すること。

-裏面に続く-

○ 維持管理記録とは

施行規則第十二条の六第九号又は廃掃法第十五条の二の三に定められた「維持管理の記録」のこと。

○ 審査書類について

① 平成 10 年 6 月 16 日以前に処理施設を設置申請・変更した施設

【書面審査資料】

- ・施行規則第十二条の六第九号の施設の「維持管理に関する点検、検査等の記録表」（直近のもので、記録の様式等が分かるもの）の写し

【現地審査資料】

- ・維持管理に関する点検、検査等の記録を 3 年間分保存されているかを確認。

② 平成 10 年 6 月 17 日以降に処理施設を設置申請・変更した施設

【書面審査資料】

- ・第十五条第 2 項第七号の「産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画」の写し

【現地審査資料】

- ・維持管理に関する計画に基づき適正に維持管理が行われ、その記録が 3 年間分保存されているかを確認。

①又は②に定められた「維持管理」に関する記録を提出及び現地審査で確認。